

事業所における著作物の積極的展開

2017. 3. 18

弁護士 田中啓義

1 著作権の意義

- (1) 著作権の人権としての意義
- (2) 障害のある人にとっての著作権の意義
- (3) 障害福祉施設で働く人の役割
 - ・ 障害のある人の著作物を積極的に外部に発信すること
 - ・ 障害のある人の著作物の著作権を守ること

2 外部関係（事業所と取引先）

(1) 販売委託

事業所で制作された絵画を画廊で展示して販売してもらう場合。

著作物販売委託契約書 = ①委託業務の内容（販売と代金回収）②販売価格は委託者が決めること ③販売手数料 ④販売代金と手数料の支払方法 ⑤販売期間（契約の有効期間）⑥定期的な販売・在庫報告 ⑦契約終了後の返品を取り決め ⑧契約上の地位の譲渡禁止 ⑨著作者人格権に関する確認（氏名表示権）⑩著作権に関する確認（展示権、複製権など）⑪個人情報の取り扱い

(2) レンタル

事業所で制作された絵画をレンタルして展示したいという依頼があった場合。

著作物賃貸借契約書 = ①賃貸目的物 ②賃貸の目的、用途 ③賃料 ④賃貸期間 ⑤破損等に関する免責 ⑥著作者人格権に関する確認（氏名表示権）⑦著作権に関する確認（展示権、複製権など）⑧個人情報の取り扱い

(3) 二次利用

事業所で制作された図柄を商品にプリントし販売したいという依頼があった場合。

著作物利用許諾契約書 = ①利用許諾の目的物 ②許諾する利用形態 ③利用許諾の期間（契約の有効期間）④独占・非独占とその範囲 ⑤著作権利用料（生産数か販売数か）⑥定期的な生産販売報告 ⑦契約上の地位の譲渡禁止 ⑧著作者人格権に関する確認（氏名表示権、同一性保持権）⑨著作権に関する確認（展示権、複製権など）⑩第三者の著作権の侵害のない保障 ⑪個人情報の取り扱い

(4) 制作依頼

企業から美術品の制作依頼があった場合。

著作物制作委託契約書 = ①制作委託された成果物の内容 ②制作期間 ③報酬（著作権譲渡対価を含む場合もある）④著作者人格権に関する確認（不行使条項もあり得る）⑤著作権に関する確認（全部譲渡もあり得る）

3 内部関係（著作者と事業所）

(1) 取扱規定及び基本合意書

①著作物に関する基本的考え方（著作物の著作権・所有権の所在、著作物の積極的発信）②基本的な対価配分の合意 ③著作物取扱に関するその都度承諾の必要

(2) 個別的な承諾書（上記外部関係に応じて）